

○国土交通省令第五十二号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条の五において準用する同法第十条の三第二項の規定に基づき、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十四日

国土交通大臣 金子 恭之

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(旅客不定期航路事業の許可申請)</p> <p style="text-align: center;">第二十二條 (略)</p> <p>2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業(第二十条の三第二項及び第二十二條の六において読み替えて準用する第七條の四第三号へにおいて「第二号旅客不定期航路事業」という。)にあつては、安全人材確保計画</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第二十二條の六 第二條の二、第二條の三、第四條、第五條から第七條まで、第七條の四から第八條まで、第十二條、第十六條、第十七條及び第十九條から第十九條の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第七條の四第三号へ中「教育及び訓練」とあるのは「教育及び訓練(第二号旅客不定期航路事業を営む者にあつては、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する映像記録装置による記録を用いた教育及び訓練を含む。)」と、第十六條中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九條中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(旅客不定期航路事業の許可申請)</p> <p style="text-align: center;">第二十二條 (略)</p> <p>2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業(第二十条の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。)にあつては、安全人材確保計画</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第二十二條の六 第二條の二、第二條の三、第四條、第五條から第七條まで、第七條の四から第八條まで、第十二條、第十六條、第十七條及び第十九條から第十九條の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六條中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九條中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に海上運送法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営む者は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の海上運送法施行規則（以下「新海上運送法施行規則」という。）の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができ、この場合において、当該届出は、新海上運送法施行規則の相当する規定によりこの省令の施行の日に行われたものとみなす。